

○始良市公園条例（平成22年3月23日条例第179号）

（行為の制限）

第7条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として、写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
 - (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項及び前項の許可をしない。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 建物又は附属設備等を破壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (4) その他管理上支障があると認められるとき。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（行為の禁止）

第9条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は土石の類を採取すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。

別表第3（第14条関係）

都市公園施設使用料

第7条第1項に掲げる行為をする場合

行為	単位	金額
第1号、第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	210円
第3号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	10円
第4号、第5号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	5円

備考1 占用の面積が1平方メートルに満たないときは、1平方メートル、占用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

2 使用料については、この表及び1の規定により算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。